

## 大阪市病児・病後児保育事業実施要綱

制 定 平成6年10月1日

最近改正 令和7年4月1日

### (目的)

第1条 本事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大阪市とする。なお、本事業については、市長が認めた者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

- 2 事業者は、事業開始にあたって、あらかじめ事業内容等について、「大阪市病児・病後児保育事業開始・変更届」（様式第1号）により市長へ届け出なければならない。
- 3 事業者は、前項に定める届け出事項に変更があったとき、又は、事業を廃止若しくは休止しようとするときは、「大阪市病児・病後児保育事業開始・変更届」（様式第1号）又は「大阪市病児・病後児保育事業廃止・休止届」（様式第2号）により市長へ届け出なければならない。

### (事業類型)

第3条 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

#### (1) 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

#### (2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業

#### (3) 当日キャンセル対応

(1) 及び(2)において、利用当日のキャンセルにより職員配置に余剰が生じた場合に、当日キャンセルした家庭への連絡等を行うことで、受入体制を維持していることを評価する。

### (対象児童)

第4条 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

#### (1) 病児対応型

大阪市内に居住し、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）とする。

なお、次号の対象児童を含めても差し支えない。

## (2) 病後児対応型

大阪市内に居住し、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市長が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」という。）とする。

### (病児対応型及び病後児対応型の実施要件及び実施方法)

第5条 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、保育室、観察室又は安静室及び調理室等事業の実施に必要な設備を有し、市長が適当と認めたものとする。

2 児童の看護を担当する、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童概ね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童概ね3人につき1名以上配置すること。

3 事業者は、保育者に対し定期的に研修等を実施し、保育者の資質向上に努めること。

4 対象児童をかかりつけ医等の医師に受診させた後、保護者と協議のうえ、受入れの決定を行うこと。

5 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受入れを行うこと。

6 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

7 当日キャンセル対応については、次に掲げる内容を実施すること。

(1) 利用者による当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合（利用予定児童4名に対し2名の保育士を配置していたが、1名の当日キャンセルにより保育士が1名余剰になる場合等。）に、当日キャンセルした家庭へ状況確認のための連絡等を行うこと。

(2) 当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日キャンセルのあった家庭への連絡等の対応状況について、別途帳簿等で管理し、当該年度の終了後6年間保存すること。

(3) 予約受付システムや電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど、利用者が複数か所に予約を行うことがないように対応策を講じること。

### (実施日及び実施時間)

第6条 本事業の実施日は、原則として、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く）

2 実施時間は、原則として、午前8時から午後5時までとする。ただし、保護者の都合等により真に利用が必要と認められる場合は、適切な保育に努めること。

### (利用の申請及び決定)

第7条 利用を希望する保護者は、あらかじめ「大阪市病児・病後児保育事業利用登録申請書」（様式第3号）を事業者へ提出し、登録すること。

2 登録した保護者が本事業を利用するときは、事業者を経由して市長に対して「大阪市病児・病後児

保育事業利用申請書」(様式第4号)(以下「利用申請書」という。)を提出すること。

- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、利用の可否を決定のうえ保護者に「大阪市病児・病後児保育事業利用決定通知書」(様式第5号)(以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。

なお、病児対応型(医療機関以外のもので実施する場合に限る。)、病後児対応型において、受入れの決定を行うにあたっては、かかりつけ医等の医師が作成した「大阪市病児・病後児保育事業医師連絡票」(様式第6号)により症状を確認するものとする。

ただし、緊急を要する場合にあつては、利用申請書等の書面による手続きは事後であっても差し支えないものとする。

#### (利用の実施)

第8条 保護者は、市長から決定通知書を受けたときは、保護者の責任において指定された日時に児童の送迎を行わなければならない。

- 2 保護者は、利用期間中は常に連絡先を明らかにしておくとともに、本条第5項各号に該当した場合は、直ちに児童を事業者から引き取らなければならない。
- 3 保護者は、利用に際しては、事業者、児童の健康状態、その他保育上必要な事項について説明を行わなければならない。

また、事業者は、児童の状況を充分把握のうえ、安全かつ適切な保育に努めなければならない。

- 4 事業者は、利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備しておかななければならない。
- 5 児童が次に掲げる場合は、利用を認めない場合がある。また利用期間中であっても利用を解除することがある。
  - (1) 病後児対応型の事業者において、児童の病気の状態が急性期にあり、回復期と認められないとき。
  - (2) 病状が変化し、事業者において対応が不可能なとき。
  - (3) その他市長が不相当と認めるとき。

#### (実施にあたっての留意事項)

第9条 体温の管理等その他健康状態を適切に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう保育内容を工夫すること。

- 2 衛生面への十分な配慮を施すことで、他の児童及び職員への感染を防止すること。
- 3 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。
- 4 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関(以下「協力医療機関」という。)をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- 5 医療機関以外の事業者が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師(以下「指導医」という。)をあらかじめ選定すること。
- 6 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関(併設する医療機関の医師を含む。)との関係において、緊急時の対応について、あらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- 7 保育中に事故が生じた場合には、大阪市が別途指定する方法により速やかに報告すること。

#### (経費)

第10条 大阪市が、第2条の規定に基づき事業の委託を行った場合は、事業者に対して、別表の「①委託料」欄の経費を委託料として支払う。

2 事業者は、保護者から、別表の「②利用料（日額）」欄として徴収しなければならない。

3 保護者は、利用料の他、利用期間中に要した食事代、医療費、移送費等の経費を負担しなければならない。

4 事業者は、本事業の収支の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(実績報告等)

第11条 事業者は、「大阪市病児・病後児保育事業実績報告書」（様式第7-1号、様式第7-2号）により別に定める期間までに市長あてに事業の実績を報告しなければならない。

(実施の細目)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年9月13日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成15年4月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 12 月 17 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表(第10条関係) 大阪市病児・病後児保育事業委託料及び利用料

① 委託料				
基本分	加算分			
	利用人員 (年間延べ利用人数により 区分される額を加算)	世帯区分 (該当する世帯区分の年間 延べ利用人数により加算)	時間延長 (延長時間を利用した年間 延べ利用人数により加算)	当日キャンセル対応 (利用当日のキャンセルに より職員に余剰が生じた場 合の年間延べキャンセル回 数に区分される額を加算)
病児対応型(年額) 8,808,000円  事業の実施期間が1年に満 たない場合は、次により算 出された額とする。  734,000円×実施月数	50人以上100人未満 1,130,000円 100人以上150人未満 1,695,000円 150人以上200人未満 2,260,000円 200人 3,390,000円 201人以上1人につき 11,300円加算	生活保護世帯、市民税 非課税世帯 1人につき 5,000円 所得税非課税世帯かつ ひとり親世帯 1人につき 4,400円 所得税非課税世帯 1人につき 3,800円 所得税課税世帯かつ ひとり親世帯 1人につき 3,800円 所得税課税世帯 1人につき 2,500円	延長時間の利用 1人につき (30分まで毎につき500円) ただし、基本時間の前 後に延長時間を設定し た場合、前後の時間そ れぞれにおいて算定す る。(利用料についても 同じ。)	25回以上50回未満 247,900円 50回以上100回未満 502,500円 100回以上150回未満 670,000円 150回以上 1,005,000円
病後児対応型(年額) 6,338,000円  事業の実施期間が1年に満 たない場合は、次により算 出された額とする。  528,100円×実施月数	50人以上100人未満 1,300,000円 100人以上150人未満 1,593,000円 150人以上200人未満 2,124,400円 200人 3,186,600円 201人以上1人につき 10,622円加算			
② 利用料 (児童1人についての額)				
基本分の利用			延長時間の利用	
生活保護世帯、市民税非課税世帯	日額	0円	30分まで毎につき	200円
所得税非課税世帯かつひとり親世帯	日額	600円		
所得税非課税世帯	日額	1,200円		
所得税課税世帯かつひとり親世帯	日額	1,200円		
所得税課税世帯	日額	2,500円		

- 基本時間とは、午前8時から午後5時の9時間を原則として事業者が設定し、本市に届け出た時間をいう。
- 延長時間とは、基本時間を超えて児童を受け入れる時間として事業者が設定し、本市に届け出た時間をいう。
- 生活保護世帯とは、児童が生活保護法による保護を受けている世帯をいう。
- 市民税非課税世帯とは、児童の保護者のいずれもが、当該年度分(4月及び5月にあつては前年度分)の市町村民税を課されていない世帯をいう。
- 所得税非課税世帯とは、児童の保護者のいずれもが、前年分(1月から3月までの間にあつては前々年分。)の所得税を課されていない世帯をいう。
- ひとり親世帯とは、児童の属する世帯の世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養している者である世帯をいう。
- 年度途中に公立保育所から民間移管された保育所にあつては、上記別表により算出された年間の金額から、上記別表に基づき公立保育所分として既に支払われた金額を差し引いた額とする。

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

大阪市病児・病後児保育事業 開始・変更 届

標記について、次のとおり大阪市病児・病後児保育事業を 開始・変更 しますので、大阪市病児・病後児保育事業実施要綱第2条の規定により届出します。

事業の種類 (事業の種類)	病児対応型 ・ 病後児対応型
事業の内容(※)	大阪市病児・病後児保育事業実施要綱第3条各号に記載のとおり
経営者氏名 (法人等の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職員の定数及び 職務内容	職員数 名 (常勤 名 非常勤 名) (職員氏名や職務の内容等は別紙に記載)		
事業区域			
施設の名称		施設の種類	
施設の所在地	大阪市 区	電話	
利用定員	人	事業開始・変更年月日	年 月 日
基本時間		延長時間	
対象年齢			
面積及び構造	施設の面積	㎡	
	保育室	㎡ [1人あたり ㎡]	
設 備	建物の構造	造 階建 (設置図、平面図を添付)	
	観察室	安静室	調理室
	ベビーベッド	遊具	その他 ( )

・ 開始、変更のいずれかに○を付してください。

※ 開始届の場合、定款その他の基本約款、事業計画書及び収支予算書を添付してください。ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。



様式第2号

年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

大阪市病児・病後児保育事業 廃止・休止 届

標記について、次のとおり大阪市病児・病後児保育事業を 廃止・休止 しますので、大阪市病児・病後児保育事業実施要綱第2条の規定により届出します。

経 営 者 氏 名 (法人の名称)	
経 営 者 住 所 (主たる事務所の所在地)	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	大阪市 区
事業廃止(休止) 年 月 日	年 月 日
廃止(休止)理由	
現に便宜を受けて いる児童に対する 措置	
休 止 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

## 大阪市病児・病後児保育利用登録申請書

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日		愛称
児童氏名		男・女	平成 令和	年 月 日生 歳 か月	
通所施設	保育所(園) 組 (Tel ) 幼稚園・小学校				
通院病(医)院	病(医)院 担当医師 (Tel )				
健康保険証番号	記号	番号	枝番	保険者番号	
保護者住所	〒 -				
ふりがな					
保護者氏名	(Tel )				
緊急連絡先	①	(Tel )			
	②	(Tel )			
アレルギー等(当てはまる症状があれば、○をつけてください。)					
1. 食物アレルギー(何: ) 2. アトピー性皮膚炎 3. 気管支喘息 4. じんましん 5. 鼻炎 6. その他( )					
上記症状に関する配慮事項(医師からの指示、投薬など)					
既往症(今までにかかった病気すべてに○をつけてください。)					
1. 突発性発疹 2. 麻しん(はしか) 3. 水痘(水ぼうそう) 4. 風しん 5. 咽頭結膜炎(プール熱) 6. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 7. 百日咳 8. 川崎病 9. 異型肺炎 10. マイコプラズマ感染症 11. RSウイルス感染症 12. 伝染性紅斑(リンゴ病) 13. 手足口病 14. 熱性けいれん 15. ヘルパンギーナ 16. とびひ 17. 湿疹 18. 結核 19. その他の大きな病気やけが(病名: いろいろ: )					
予防接種(これまでに受けたものすべてに○をつけてください。)					
1. B. C. G. 2. MRワクチン 3. ポリオ不活性化ワクチン 4. 日本脳炎 5. 肺炎球菌 6. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 7. Hib 8. 三種混合 9. ポリオ生ワクチン 10. 四種混合 11. 水痘(水ぼうそう) 12. B型肝炎 13. その他(インフルエンザ・ロタウイルス・ )					
その他、伝えておきたいこと、心配なこと:					

# 大阪市病児・病後児保育事業利用申請書

年 月 日

(提出先) 大阪市長

申請者 住所 大阪市 区

氏名

大阪市病児・病後児保育事業を利用したいので、次のとおり申請します。利用期間中は、施設の指示に従います。

(ふりがな) 児 童 氏 名		男・女		申請者との 続 柄	
生 年 月 日		年 月 日生( 歳 か月)			
通 園 施 設 名		保育所(園)・幼稚園・小学校 組			
利 用 日 時		年 月 日 時 分 ~ 時 分			
※利用料区分		生活保護世帯	市民税 非課税世帯	所得税 非課税世帯	所得税 課税世帯
今 回 の 病 気 に つ い て	かかりつけ小児科				
	病 名				
	症 状 (あてはまる症状すべてに ○をしてください)	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・けいれん・下痢・吐き気 食欲低下・頭痛・めやに・感染症回復期・外傷・その他( ) 症状がはじまった時期 ( 月 日頃から )			
	食事の状況 (授乳の時間・回数、離乳の状況など)				
	食事制限の有無及び理由	あり・なし ( )			
	与 薬	あり・なし ( )			
	そ の 他				
特に心配なことがありましたら、記入してください。					
緊 急 連 絡 先 (携帯電話・勤務先など)	連絡先	連絡先			
	TEL	TEL			
迎 え に 来 ら れ る 方 (申請者と異なる場合)	氏名	児童との続柄( )			
	住所	TEL			

※「利用料区分」欄について

当該事項に○をし、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯、ひとり親世帯については、証明書等を添付してください。

## 施設記入欄

利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
申請者の利用料決定金額	¥	
〃 の延長利用料決定金額	時間利用 ¥	
〃 のその他負担金	¥	
合 計	¥	

## 大阪市病児・病後児保育事業利用申請書

年 月 日

(提出先) 大阪市長

申請者 住所 大阪市 区

氏名

大阪市病児・病後児保育事業を利用したいので、次のとおり申請します。利用期間中は、施設の指示に従います。

(ふりがな) 児 童 氏 名		男・女	申請者との 続 柄			
生 年 月 日	年 月 日生( 歳 か月)					
通 園 施 設 名	保育所(園)・幼稚園・小学校 組					
利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分					
※利用料区分	生活保護世帯	市民税 非課税世帯	所得税 非課税世帯	所得税 課税世帯	ひとり親世帯 所得税 非課税世帯	所得税 課税世帯
今 回 の 病 気 に つ い て	かかりつけ小児科					
	病 名					
	症 状 (あてはまる症状すべてに ○をしてください)	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・けいれん・下痢・吐き気 食欲低下・頭痛・めやに・感染症回復期・外傷・その他( ) 症状がはじまった時期 ( 月 日頃から )				
	食事の状況 (授乳の時間・回数、離乳の状況など)					
	食事制限の有無及び理由	あり・なし ( )				
	与 薬	あり・なし ( )				
そ の 他						
特に心配なことがありましたら、記入してください。						
緊 急 連 絡 先 (携帯電話・勤務先など)	連絡先	連絡先				
	TEL	TEL				
迎 え に 来 ら れ る 方 (申請者と異なる場合)	氏名	児童との続柄 ( )				
	住所	TEL				

※「利用料区分」欄について

当該事項に○をし、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯、ひとり親世帯については、証明書等を添付してください。

# 大阪市病児・病後児保育事業利用決定通知書

年 月 日

申請者 住所 大阪市 区

氏名 様

(ふりがな) 児 童 氏 名		男・女		申請者との 続 柄	
生 年 月 日		年 月 日生( 歳 か月)			
通 園 施 設 名		保育所(園)・幼稚園・小学校 組			
利 用 日 時		年 月 日 時 分 ~ 時 分			
※利 用 料 区 分		生活保護世帯	市 民 税 非課税世帯	所 得 税 非課税世帯	所 得 税 課税世帯
		ひとり親世帯 所 得 税 非課税世帯 所 得 税 課税世帯			
今 回 の 病 気 に つ い て	かかりつけ小児科				
	病 名				
	症 状 (あてはまる症状すべてに ○をしてください)	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・けいれん・下痢・吐き気 食欲低下・頭痛・めやに・感染症回復期・外傷・その他( ) 症状がはじまった時期 ( 月 日頃から )			
	食事の状況 (授乳の時間・回数、離乳の状況など)				
	食事制限の有無及び理由	あり・なし ( )			
	与 薬 そ の 他	あり・なし ( )			
特に心配なことがありましたら、記入してください。					
緊 急 連 絡 先 (携帯電話・勤務先など)	連絡先	連絡先			
	TEL	TEL			
迎 え に 来 ら れ る 方 (申請者と異なる場合)	氏名	児童との続柄( )			
	住所	TEL			

大阪市病児・病後児保育事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

大阪市長 施設名

施設長

利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
申請者の利用料決定金額	¥	
〃 の延長利用料決定金額	時間利用 ¥	
〃 のその他負担金	¥	
合 計	¥	

# 大阪市病児・病後児保育事業利用決定報告書

年 月 日

(提出先) 大阪市長

申請者 住所 大阪市 区

氏名 様

(ふりがな) 児童氏名				男・女	申請者との 続柄
生 年 月 日		年 月 日生( 歳 か月)			
通 園 施 設 名		保育所(園)・幼稚園・小学校 組			
利 用 日 時		年 月 日 時 分 ~ 時 分			
※利用料区分		生活保護世帯	市民税 非課税世帯	所得税 非課税世帯	所得税 課税世帯
今 回 の 病 気 に つ い て	かかりつけ小児科				
	病 名				
	症 状 (あてはまる症状すべてに ○をしてください)	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・けいれん・下痢・吐き気 食欲低下・頭痛・めやに・感染症回復期・外傷・その他( ) 症状がはじまった時期 ( 月 日頃から )			
	食事の状況 (授乳の時間・回数、離乳の状況など)				
	食事制限の有無及び理由	あり・なし ( )			
	与 薬	あり・なし ( )			
	そ の 他				
特に心配なことがありましたら、記入してください。					
緊 急 連 絡 先 (携帯電話・勤務先など)	連絡先	連絡先			
	TEL	TEL			
迎 え に 来 ら れ る 方 (申請者と異なる場合)	氏名	児童との続柄( )			
	住所	TEL			

大阪市病児・病後児保育事業の利用について、次のとおり決定したので報告します。

大阪市長 施設名

施設長

利 用 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
申請者の利用料決定金額	¥
〃 の延長利用料決定金額	時間利用 ¥
〃 のその他負担金	¥
合 計	¥

大阪市病児・病後児保育事業 医師連絡票（診療情報提供書）

（提出先）大 阪 市 長

大阪市病児・病後児保育事業の利用について、次のとおり連絡します。

令和 年 月 日

医療機関  
住 所  
T E L  
担当医氏名

保護者記入欄

児 童 氏 名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	平成・令和 年 月 日	(満 歳)	
児 童 住 所	大阪市 区		
保 護 者 氏 名		電 話 番 号	
病児・病後児保育事業利用希望開始日	令和 年 月 日から		

医療機関記入欄

病名・症状名 (該当する病名・症状に○印をおつけください。)	1 感冒・感冒様症候群	10 中耳炎・外耳炎	19 麻疹
	2 咽頭炎	11 結膜炎(流行性を含む)	20 インフルエンザ
	3 扁桃腺炎	12 溶連菌感染症	21 水痘
	4 気管支炎	13 伝染性膿痂疹(とびひ)	22 百日咳
	5 喘息・喘息性気管支炎	14 突発性発疹	23 風しん
	6 消化不良症	15 手足口病	24 咽頭結膜熱(プール熱)
	7 感冒性嘔吐症	16 伝染性紅斑(りんご病)	25 ヘルパンギーナ
	8 自家中毒症	17 流行性耳下腺炎	26 その他
	9 感染性胃腸炎(ノロ,ロタ 他)	18 RSウイルス感染症	( )
	【病名不明の時】		
	27 発熱	29 嘔吐	31 喘鳴
	28 下痢	30 咳嗽	32 発疹
			33 その他
			( )
診 療 形 態	1 外来 2 往診 3 入院 (H・R 年 月 日～ 年 月 日)		
治 療 経 過 及 び 症 状 経 過			
食 事 (昼食) (○印で記入)	・ミルク ・牛乳のみ ・離乳食 ・幼児食 ・下痢食 ・アレルギー食 (除去内容 )		
安 静 度 (○印で記入)	1 ベッド上安静 2 室内安静 3 室内保育		
処 方 内 容 そ の 他 注 意 事 項			
	次回診療予定日 月 日		

※医療機関の方へ

「医師連絡票」の文書料は、診療情報提供料(I)の扱いとなります。(小児科外来診療料を算定される場合は、小児科外来診療料に診療情報提供料(I)が含まれているため、診療情報提供料(I)を算定することができません。)

年度第 四半期大阪市病児・病後児保育事業実績報告書

法 人 名  
施 設 名  
代表者職氏名

年度大阪市病児・病後児保育事業実績(第 四半期)について、下記及び別紙のとおり報告します。

1 月別利用状況

(単位:日)

(単位:日)

	加算対象 キャンセル 数合計	世帯区分別延べ利用日数						延べ利用 日数合計
		生活保護世帯	市 民 税 非課税世帯	所 得 税 非課税世帯	所 得 税 課税世帯	ひとり親世帯		
						所 得 税 非課税世帯	所 得 税 課税世帯	
月								
月								
月								
計								

(参考)	
前期までの 累計	当期までの 累計
加算対象キャンセル日数	
延べ利用日数	

2 定員

人

3 時間延長の利用状況

	延べ利用 人日数	延べ利用 時間(時間)
月		
月		
月		
計		

4 利用人員加算分等収入状況

(単位:円)

(単位:円)

	利用人員 加算分(※)	時間延長 加 算 分	生活保護世帯 及び 市民税非課税世帯	所 得 税 非課税世帯	所 得 税 課税世帯	ひとり親世帯		当日キャンセル 対応加算	合 計
						所 得 税 非課税世帯	所 得 税 課税世帯		
委託料加算		¥500/0.5時間	¥5,000/日	¥3,800/日	¥2,500/日	¥4,400/日	¥3,800/日		
利用料		¥200/0.5時間	無料	¥1,200/日	¥2,500/日	¥600/日	¥1,200/日		
委託料									
利用料									
計									

(参考)	
前期までの 累計	当期までの 累計
利用人員加算	
当日キャンセル対応加算	

(※) 当期累計の利用人員が決定し、利用人員加算が新たに生じた場合に記載してください。

5 今期末登録者数

人

6 地域支援の取り組み状況

- 感染症流行状況・予防策等の情報提供 (提供先: )
- 巡回支援 (巡回先: )
- 未実施

年度

月分

大阪市病児・病後児保育事業実績報告書(日別)

施設名

日	曜日	休業日	児童数										職員配置								加算対象 キャンセル数	
			前日時点 利用予定 児童数	当日 キャンセル 数	当日 追加 受人数	実際の 利用 児童数	生活保護 世帯	市民税 非課税 世帯	所得税 非課税 世帯	所得税 課税 世帯	ひとり親世帯		前日時点必要職員数		当日必要職員数		実際の職員配置数		余剰職員数			
											所得税 非課税 世帯	所得税 課税 世帯	看護師等	保育士	看護師等	保育士	看護師等	保育士	看護師等	保育士		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
					合計																	合計

※ダブルブッキングの防止策(実施内容にチェック■してください。)

- 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している
- その他 ( )

- 電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している

# 大阪市病児・病後児保育事業実施細目

大阪市こども青少年局長

大阪市病児・病後児保育事業実施要綱第12条に基づき実施細目を次のとおり定める。

## 1 第4条関係（対象児童）

本事業の対象疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

## 2 第5条関係（病児対応型及び病後児対応型の実施要件及び実施方法）

（1）事業の実施場所の基準は次に定めるところによる。

ア 保育室の面積は、利用児童1人当たり概ね1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。

イ 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上とすること。

ウ 調理室を有すること。事業専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。

エ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

（2）この事業は、7日まで連続して行うことができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて行うことができる。

## 3 第12条関係（実績報告等）

事業実績は、四半期毎に集計し速やかに市長あて報告することとする。

附則 この実施細目は、平成17年1月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この実施細目は、平成26年7月7日から施行する。

附則 この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。